

県内各高等教育機関の長 様

秋田県あきた未来創造部高等教育支援室長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染防止対策に係る県外との往来における  
感染防止策の徹底等について(依頼)

県政の推進につきましては、日頃格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国は、昨日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県を対象とした緊急事態宣言を発出しました。

これを受けて県では、本日、秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、当該地域との往来の自粛要請等の協力依頼がなされました。

つきましては、令和3年1月8日付「新型コロナウイルス感染症対策について」を別添のとおり送付しますので、貴大学等におかれましても、当該依頼等を踏まえ、感染防止の徹底と学修機会の確保を図るため、次の事項にご留意いただきますようお願いいたします。

### 1. 県外との往来について

緊急事態宣言が発出された地域との往来については、入学試験や各種資格試験など、真にやむを得ない場合を除き、避けていただくようお願いいたします。

また、感染状況が継続・高い水準にある北関東や中京圏、関西圏など感染拡大地域との往来については、仕事や試験、冠婚葬祭等を除きできるだけ避けるほか、その他の地域との往来については、訪問先の感染状況等に注意しながら、慎重に判断していただくようお願いいたします。

やむを得ず訪問した場合は、感染防止策が取られていない店舗の利用や、密閉、密集、密接の3条件が重なる「三密」の場や大人数、長時間での会食は避けるなど、最大限の注意をお願いします。

また、出発前・帰県後に発熱や体のだるさ、味覚・嗅覚に異常を感じたときは無理に外出せず、速やかにかかりつけ医に電話で相談して受診するほか、「あきた新型コロナ受診相談センター」に相談するようお願いいたします。

### 2. 感染防止策の再徹底について

感染のまん延を未然に防ぐため、「人との接触を8割減らす、10のポイント」や国が推奨する「新しい生活様式」を参照の上、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」をはじめとした基本的な感染対策に加え、「三密」を避けるなど適切な行動をお願いします。

また、飲酒の有無や昼夜にかかわらず大人数、長時間にわたる飲食や集まりは避け、特に普段接していない方との会食には注意していただくようお願いいたします。

### 3. その他

教職員の勤務については、在宅勤務や時差出勤など人との接触を低減する取組について、引き続き、特段のご配慮をお願いします。

感染者や濃厚接触者及びその家族、医療関係者等に対する嫌がらせやSNSでの誹謗中傷は絶対に行わないよう、周知をお願いします。

なお、イベント・行事等の開催については、感染防止対策を講じた上で、別添P8の「イベント・行事等の参加人数の上限等」や別添「別紙5～7」にご留意のうえ開催願います。

#### 【本件の連絡先】

秋田県あきた未来創造部高等教育支援室  
電 話 018-860-1223